



三重県公報

平成9年1月7日(火)
第819号
毎週火・金曜日発行

課長
調整監
主幹
主査
編集

目次

告示

- 保険医療機関及び保険薬局の指定..... (保険課) 1
- 漁船損害等補償法の規定による付保義務の同意..... (漁政課) 2
- 漁船損害等補償法による加入区指定及び漁船損害等補償法の一部を改正する法律による加入区の一部改正..... (同) 3
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定及びその関係図面の縦覧..... (砂防課) 3
- 都市住宅整備課関係補助金交付要綱の一部改正..... (都市住宅整備課) 5
- 証紙売りさばき所の所在地を変更する旨の届出..... (出納局) 5

公告

- 平成9年度三重県昭和学寮入寮希望者の募集..... (政策調整課) 5
- 第二種大規模小売店舗に関する公示..... (商工振興課) 6
- 土地改良事業の工事を完了した旨の届出..... (農地整備課) 6
- 同件..... (同) 6
- 都市計画変更案の縦覧..... (都市住宅計画課) 6
- 同件..... (同) 7
- 都市計画の図書の写しの縦覧..... (同) 7
- 開発行為に関する工事の完了..... (建築開発課) 7

お知らせ

- 第二種大規模小売店舗における小売業に関する件..... (商工振興課) 8
- 同件..... (同) 8

告示

三重県告示第584号

健康保険法(大正11年法律第70号)第43条ノ3第1項の規定により、次のとおり保険医療機関及び保険薬局を指定した。

平成9年1月7日

三重県知事 北川正恭

名称	所在地	指定年月日
長谷川医院	桑名市筒尾4丁目7番2	8.12.1
古田医院	桑名市大仲新田屋敷327-2	8.12.15
NTN株式会社桑名製作所診療所	桑名市東方土島2454	8.12.1
山中内科小児科	四日市市松原町15番15号	8.12.1
竹尾内科	四日市市生桑町1642-91番地	8.12.1
小林産婦人科医院	四日市市川島町6663の2	8.12.15
片岡整形外科	四日市市西日野町1594番地1	8.12.1
重盛整形外科	四日市市八王子町2478	8.12.15
湯浅整形外科	鈴鹿市神戸1-2-18	8.12.1
西城外科内科	鈴鹿市長太旭町4丁目23の23	8.12.15
サンクリニック太陽の街	鈴鹿市中瀬古町203番地の7	8.12.15

小寺内科循環器科	鈴鹿市西条町910-1	8. 12. 15
医療法人愛心会イタニ・クリニック	鈴鹿市白子駅前35番3号	8. 12. 1
高木医院	津市栄町四丁目222	8. 12. 1
井ノ口胃腸科、外科	津市一身田三の坪208の1	8. 12. 1
三重クリニック	津市大谷町148	8. 12. 1
塩崎内科クリニック	久居市新町1124-1	8. 12. 1
中島医院	松阪市須師町字高須90-31	8. 12. 15
小崎外科産婦人科	伊勢市勢田町431	8. 12. 1
加茂診療所山中医院	鳥羽市岩倉町133	8. 12. 15
はね小児科医院	鳥羽市大明西町3-20	8. 12. 15
ひらい小児科クリニック	上野市西明寺2785-8	8. 12. 15
上野こどもクリニック	上野市服部町372-1	8. 12. 15
多度駅前伊藤内科クリニック	桑名郡多度町小山2404	8. 12. 15
横村医院	員弁郡東員町大字六把野新田字花の池294-2	8. 12. 15
田中外科胃腸科	員弁郡員弁町大字東一色843番地の1	8. 12. 1
柴田医院	多気郡大台町佐原815-1	8. 12. 10
田曾診療所	度会郡南勢町田曾浦4030	8. 12. 1
佐竹歯科医院	四日市市中里町29-4	8. 12. 15
横田歯科医院第二診療所	四日市市大矢知町955-4	8. 12. 15
生桑いとう歯科医院	四日市市生桑町字高田651-2	8. 12. 1
エンゼル歯科クリニック	鈴鹿市稲生1-16-18	8. 12. 15
後藤歯科医院	亀山市南崎町741-7	8. 12. 29
飯田歯科医院	津市高茶屋小森493	8. 12. 8
中川歯科医院	久居市新町766の20	8. 12. 15
田所歯科医院	伊勢市古市町210番地	8. 12. 15
おかむら歯科医院	伊勢市尾上町2-5	8. 12. 1
西村歯科医院	尾鷲市野地町12-27	8. 12. 15
藤澤歯科医院	上野市魚町2917の1	8. 12. 1
武田歯科医院	上野市中町2985	8. 12. 6
中道歯科医院	三重郡菰野町大羽根園松ヶ枝町6-1	8. 12. 1
医療法人大杉歯科医院	安芸郡河芸町東千里175-2	8. 12. 1
蓮花寺調剤薬局	桑名市藤が丘9-101	8. 12. 15
石川薬局	四日市市中部6-7	8. 12. 21
下里薬局日永店	四日市市日永西三丁目5-33	8. 12. 1
イイダ薬局富田店	四日市市松原町537-23	8. 12. 1
アサ薬局	鈴鹿市白子駅前35-27	8. 12. 15
南漢方薬局	津市新町1-12-5	8. 12. 15
ニワ薬局	津市乙部14-20	8. 12. 28
有限会社さくら薬局	松阪市京町202-7	8. 12. 15
村田薬局	鳥羽市鳥羽2丁目6-62	8. 12. 22
村田薬局ハロ一店	鳥羽市大明西町1-1	8. 12. 22
株式会社葛原薬局	上野市農人町489	8. 12. 1
合名会社精養軒薬局	名張市夏見102-1	8. 12. 15
澤田薬局	度会郡玉城町田丸251	8. 12. 15

三重県告示第585号

次のものについては、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による付保義務の同意があったものと認める。

平成9年1月7日

三重県知事 北川 正 恭

漁船損害等補償法施行令 (昭和27年政令第68号) 第5条第1項の規定による 届出年月日	加入区	発起人の住所及び氏名
平成8年11月12日	三ヶ所	志摩郡磯部町三ヶ所 同所 山 川 時 生 服 部 幸 男
平成8年10月31日	道 瀬	北牟婁郡紀伊長島町道瀬 同所 平 谷 勝 小 池 孝 良

三重県告示第586号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第3項の規定により、昭和35年三重県告示第509号（漁船損害等補償法による加入区指定。以下「三重県告示第509号」という。）及び昭和35年三重県告示第510号（漁船損害等補償法の一部を改正する法律による加入区。以下「三重県告示第510号」という。）の一部を次のとおり改正する。

平成9年1月7日

三重県知事 北川 正 恭

- 1 三重県告示第509号の表中「大湊町 伊勢市大字大湊町一円」を「伊勢市 伊勢市村松町、有滝町、東豊浜町、大湊町、一色町、神社港、下野町、馬瀬町及び竹鼻町一円」に、「神社 伊勢市大字神社一円」、「一色町 伊勢市大字一色町一円」及び「東豊浜 伊勢市大字東豊浜町一円」を削る。
- 2 三重県告示第510号の表中「村松 伊勢市大字村松町一円」及び「有滝 伊勢市大字有滝町一円」を削る。

三重県告示第587号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の土地を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、関係図面は、三重県土木部砂防課及び関係県民局土木事務所並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて、告示の日から30日間縦覧に供する。

平成9年1月7日

三重県知事 北川 正 恭

第1

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
長深(3)地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の所在地
員弁郡東員町大字長深字東守
- 3 区域の土地の表示
員弁郡東員町大字長深字東守2504、2505、2506、2507、2510-1、2510-5から2510-9まで、2513、2513-1から2513-3まで、2514-1から2514-4まで、2515、2516、2538、2540、2541-1から2541-3まで、2541-5、2576-1、2577、2582、2582-内及び2583の土地並びにこれらに囲まれた土地並びにこれらに介在する国有地及び公有地

第2

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
桜北(1)地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の所在地
四日市市桜町字北垣内
- 3 区域の土地の表示
四日市市桜町字北垣内449、452、452-1、452-2、453、453-1、454、470、471-1、471-2、471-3、472-1、472-2、472-3、472-4、473-1、473-2、477、478、517、517-2、518及び519-1並びにこれらに囲まれた土地並びにこれらに介在する国有地及び公有地

第3

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
宮崎上切り(1)地区急傾斜地崩壊危険区域

- 2 区域の所在地
一志郡美杉村太郎生字広垣内、字宮崎及び字上切
- 3 区域の土地の表示
一志郡美杉村太郎生字広垣内1724及び1725、字宮崎2018-1、2018-2、2018-7、2021、2021-1、2023、2023-1、2024、2026、2026-1、2028及び2029、字上切2034の土地並びにこれらに囲まれた土地並びにこれらに介在する国有地及び公有地

第4

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
桃取(3)(追加)地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の所在地
鳥羽市桃取町字宮谷
- 3 区域の土地の表示
鳥羽市桃取町字宮谷446-4、446-6、446-8、446-11、446-14、446-15、446-16、451-1、451-3、451-4、451-5、469及び470の土地

第5

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
幸坂(2)地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の所在地
上野市西大手町及び下幸坂町
- 3 区域の土地の表示
上野市西大手町3895-1、3895-2、3896、3905-1、3905-2、3906、3906-3、3906-4、3906-6、3657-1及び3657-2、下幸坂町3907-1、3907-2、3907-3、1236、1237、1238-1、1238-2、1240-2、1243及び1247-2の土地並びにこれらに囲まれた土地並びにこれらに介在する国有地及び公有地

第6

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
一之宮(3)地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の所在地
上野市一之宮字岡崎
- 3 区域の土地の表示
上野市一之宮字岡崎312-1、315、317、318、319、320、321-1、321-2、326、328、332-1、332-2、333、333-1、333-2、334、334-1、334-2、335-1、337、339-4、341-2、348、349-1、350、351、352、352-1、356、359、360-1、361、362、453-1、453-2、456及び457の土地並びにこれらに囲まれた土地並びにこれらに介在する国有地及び公有地

第7

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
長島町(追加)地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の所在地
北牟婁郡紀伊長島町長島字大島本、字岩ノ壺及び字新町
- 3 区域の土地の表示
北牟婁郡紀伊長島町長島字大島本882-2、882-3、882-4、882-5、882-6及び882-7、字岩ノ壺960-1、960-2、960-3、962、962-1及び963の一部、字新町904、904-1、906、907、910、911、914、915-2、915-3、918、919-2、922、923、926、926-1、929-2、929-3、931、934、935-2、938、959、959-2及び959-4の土地並びにこれらに囲まれた土地

第8

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
深谷(追加)地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の所在地
南牟婁郡紀宝町成川字深谷及び字七瀬
- 3 区域の土地の表示
南牟婁郡紀宝町成川字深谷868-15、868-18、948の一部、949、949-1、954-1の一部、957-2、958-1、

958-3、958-4、963及び964、字七瀬1405-51の一部の土地並びにこれらに囲まれた土地並びにこれらの土地に介在する国有地及び公有地

三重県告示第588号

都市住宅整備課関係補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように改める。
平成9年1月7日

三重県知事 北川 正 恭

都市住宅整備課関係補助金交付要綱の一部を改正する告示
都市住宅整備課関係補助金交付要綱(平成7年三重県告示第589号)の一部を次のように改正する。
別表第3号の項中

2 都市再開発法(昭和44年法律第38号)により市街地再開発組合が施行する市街地再開発事業に伴い市町村が負担する市街地再開発事業等管理者負担金(道路整備緊急措置法(昭和33年法律第34号)に基づく補助事業に係る負担金に限る。)に要する経費	国庫補助基本額の360分の30以内	を	2 都市再開発法(昭和44年法律第38号)により市街地再開発組合が施行する市街地再開発事業に伴い市町村が負担する市街地再開発事業等管理者負担金(道路整備緊急措置法(昭和33年法律第34号)に基づく補助事業に係る負担金及び補助事業として承認された範囲で、国庫補助金を受けずに地方特定道路整備計画(平成8年建設省道地発第1号及び自治調第4号)に基づき単独事業を実施する場合の負担金に限る。)に要する経費	に改める。
---	-------------------	---	---	-------

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改定後の別表の規定は、平成8年度分の補助金から適用する。

三重県告示第589号

三重県証紙条例(昭和40年三重県条例第12号)第5条第1項の規定により指定した証紙の売りさばき人の証紙の売りさばき所の所在地を次のとおり変更する旨の届出があった。

平成9年1月7日

三重県知事 北川 正 恭

証紙の売りさばき所の名称	所 在 地		変 更 年 月 日
	旧	新	
百五銀行二見浦支店	度会郡二見町大字江512番地	度会郡二見町大字莊6番地	平成9年1月20日

公 告

平成9年度三重県昭和学寮入寮希望者を次のとおり募集する。

平成9年1月7日

三 重 県 知 事 北 川 正 恭

- 寮の所在地
東京都武蔵野市境南町二丁目10の21
(JR中央線武蔵境駅下車 徒歩5分)
- 募集人員
(1) 第1学年20名(男子に限る。)
(2) 第2学年若干名(男子に限る。)
- 入寮許可の期間
平成9年4月1日から平成11年3月31日までの2年間とする。ただし、第2学年の補充募集若干名については、平成9年4月1日から平成10年3月31日までの1年間とする。
- 入寮許可申請書の受付場所及び受付期間
(1) 受付場所
三重県津市広明町13番地(514-70)
三重県企画振興部政策調整課
(2) 受付期間
平成9年1月6日(月)から同年2月12日(水)まで(土、日曜日及び休日を除く。)とする。
なお、郵送による場合は、平成9年2月12日(水)までの消印のあるものに限り受け付ける。
- その他
(1) 募集要項及び入寮許可申請書は、三重県企画振興部政策調整課、各県民局振興事務所又は三重県東京事務所で交付する。
(2) 詳細は、三重県企画振興部政策調整課(電話059-224-2009)へ照会すること。

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和48年法律第109号)第3条第2項の規定により公示する。

平成9年1月7日

三 重 県 知 事 北 川 正 恭

- 届出者の名称
株式会社ヒダカ電器商会
- 建物の名称及び所在地
マツヤデンキ四日市店
四日市市東日野361-5ほか

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨、届出があった。

平成9年1月7日

三 重 県 知 事 北 川 正 恭

事業主体名	事業名、地区名及び工種	工事完了年月日
多 気 町	農林業同和対策事業 前村地区 区画整理	平成2年3月31日

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨、届出があった。

平成9年1月7日

三 重 県 知 事 北 川 正 恭

事業主体名	事業名、地区名及び工種	工事完了年月日
多 気 町	農村総合整備モデル事業 成川地区 区画整理	平成5年3月31日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、同法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、縦

覧期間満了の日までに、三重県知事に意見書を提出することができる。

平成9年1月7日

三 重 県 知 事 北 川 正 恭

- 都市計画の種類
津都市計画下水道
中勢沿岸流域下水道(志登茂川処理区)
- 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示する。
- 縦覧場所
三重県土木部都市住宅計画課、津市都市計画部都市計画課、河芸町建設産業部建設課及び安濃町建設課
- 縦覧期間
平成9年1月7日から同月21日まで

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、同法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに、三重県知事に意見書を提出することができる。

平成9年1月7日

三 重 県 知 事 北 川 正 恭

- 都市計画の種類
松阪都市計画公園
4・4・1号カネボウ跡公園
- 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示する。
- 縦覧場所
三重県土木部都市住宅計画課及び松阪市建設部都市計画課
- 縦覧期間
平成9年1月7日から同月21日まで

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書の写しを縦覧に供する。

平成9年1月7日

三 重 県 知 事 北 川 正 恭

- 都市計画の種類
名張都市計画地区計画
川北地区地区計画
- 縦覧場所
三重県土木部都市住宅計画課

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条及び附則第4項の規定により許可した開発行為に関する工事は、次のとおり完了した。

平成9年1月7日

三 重 県 知 事 北 川 正 恭

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
平成8年 12月20日	四日市市東坂部町字西ヶ谷1282ほか(第2工区)	津市栄町1丁目891 日本勤労者住宅協会業務取扱団体 三重県労働者住宅生活協同組合 理事長 堀田 順 市

平成 8 年 12 月 19 日	度会郡御園村大字王中島字大堀152-1ほか26筆	鳥羽市屋内町7-5 有限会社コトブキ 代表取締役 山下 健 次
平成 8 年 12 月 19 日	志摩郡阿児町鶴方字赤松ヶ谷2884-108ほか1筆	志摩郡阿児町甲賀1457-33 大徳建設工業株式会社 代表取締役 畑 中 裕 雄
平成 8 年 12 月 10 日	尾鷲市大字南浦字折橋985-1ほか	尾鷲市中井町13-9 有限会社アサヒ住宅 代表取締役 山下 雅 史

お知らせ

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(1)氏名又は名称及び住所 (2)事業者にあつては、その事業の種類 (3)略歴（法人及び団体にあつては、事業の沿革）(4)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて本日から2週間以内に三重県商工労働部商工振興課に到着するように提出してください。

平成 9 年 1 月 7 日

三重県大規模小売店舗審議会

会長 岡 本 祐 次

- 届出者の名称
中部ウェルマート株式会社
- 届出者の住所
津市城山3丁目80番4号
- 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地
中部ウェルマート新龜山店
龜山市北町6番8号
- 現在の休業日数
年間6日
- 削減後の休業日数
年間0日
- 休業日数の削減を行う年月日
平成9年3月21日

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(1)氏名又は名称及び住所 (2)事業者にあつては、その事業の種類 (3)略歴（法人及び団体にあつては、事業の沿革）(4)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて本日から2週間以内に三重県商工労働部商工振興課に到着するように提出してください。

平成 9 年 1 月 7 日

三重県大規模小売店舗審議会

会長 岡 本 祐 次

- 届出者の名称
株式会社グリーンモールオカモリほか
- 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地
アコレ上野小田店
上野市小田町字泥畑274ほか
- 現在の休業日数
年間20日
- 削減後の休業日数
年間4日
- 休業日数の削減を行う年月日
平成9年6月20日

毎週火、金曜日発行

購読料（送料共） 1 箇月 2,700円
1 箇年 32,400円

平成9年1月7日印刷発行

津市広明町13番地

三 重 県

印刷 三重県総務部行政管理課